

京都大学附属図書館宇治分館利用内規

(平成12年1月31日 附属図書館長制定)

(趣旨)

第1条 この内規は、京都大学附属図書館利用規程（平成24年9月25日附属図書館長裁定）（以下「規程」という。）第28条の規定に基づき、京都大学附属図書館宇治分館（以下「分館」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 分館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、分館長が特に必要と認めたときは、その時間を延長又は短縮することができる。

(休館日)

第3条 分館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 土曜日及び日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 12月28日（その日が土曜日に当たるときはその前日、日曜日に当たるときはその前々日）から翌年1月4日（その日が土曜日に当たるときはその翌々日、日曜日に当たるときはその翌日）まで

(4) 6月18日（創立記念日）

(5) 8月第3週の月曜日、火曜日及び水曜日（夏季一斉休業日）

2 前項の規定にかかわらず、分館長が特に必要と認めたときは、臨時に休館又は開館することができる。

(時間外利用)

第4条 規程第3条第1号から第3号までに掲げる者のうち、分館長の許可を受けた者は、開館時間外又は休館日（以下「開館時間外等」という。）に分館を利用することができる。

2 開館時間外等の利用は、閲覧及び複写に限るものとする。

3 開館時間外等の利用時間は、次のとおりとする。

(1) 開館日の日にあつては、午後5時から午前0時まで

(2) 前条第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる休館日（前条第1項第3号に掲げる休館日と重複する日を除く。）の日にあつては、午前9時から午前0時まで

4 分館長が特に必要と認めたときは、前項に定める開館時間外等の利用時間を延長又は短縮することができる。

(貸出期間、冊数)

第5条 分館の図書館資料の貸出を受けられる者は、規程第3条第1号から第3号までに掲げる者とする。

2 分館の図書館資料の貸出期間及び冊数は、次のとおりとする。

(1) 未製本雑誌 翌日まで、5冊以内

(2) 製本雑誌 3日以内、5冊以内

(3) 普通図書 2週間以内、5冊以内

3 分館長が特に必要と認めたときは、前項の貸出期間及び冊数を変更することができる。

(遵守事項)

第6条 利用者は、次の各号に掲げる事項を順守しなければならない。

- (1) 館内では静粛にすること。
- (2) 図書館資料、機器その他の設備を丁寧に扱い、紛失、汚損又は毀損しないこと。
- (3) 館内では、喫煙及び飲食をしないこと。
- (4) 他の利用者の迷惑となる行為を行わないこと。

第7条 この内規に定めるもののほか、分館の利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成15年7月23日から施行する。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成17年6月14日から施行する。

附 則

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成25年8月1日から施行する。